

(様式7)

* 安全委員

* 印は本委員会にて記入

* 受付日：
* 委員名：

平成 年度UVSOR実験試料・化学薬品の使用届

UVSOR化学薬品安全委員会 殿

申 請 者

印

<<分子研>>

部門・施設		内線	
-------	--	----	--

<<所外>>

所属・職	
TEL	
FAX	
e-mail	

UVSOR利用実験において、下記のような試料・化学薬品を使用しますので届け出ます。

種 目	a. 協力研究, b. UVSOR施設利用, c. 所内利用, d. ナノプラットフォーム												
研究課題名													
ビームライン		所内対応者											
実験期間 (決定後記入)	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日												
実験遂行者名 (所属)	() ()												
	名称	形態 (ガス:圧力)	数量 (単位含む)	登 録 済	有害性 (量・形態を問わず)								
					な し	引 火	可 燃	爆 発	酸 化	禁 水	強 酸	腐 食	有 毒
気 体 試 料 ・ 薬 品													
気 体 以 外 の 試 料 ・ 薬 品													

備考：有害性のあるものについては、「実験試料・化学薬品の取扱・処理届」の提出を要請される場合があります。

U V S O R 利用実験における 実験試料・化学薬品の使用について

U V S O R 化学薬品安全委員会

1. 概 要

U V S O R ストレージリング室内で、実験試料または化学薬品を使用するときには、本委員会への届出が必要です。利用実験を行う方は、所定の手続きに従って使用届を提出してください。以下の規則を遵守されない方は、利用実験が行えませんので、十分ご注意ください。

1. 使用届に必要な事項を記入ののち、共同利用研究の申請の際に他の書類と一緒に提出して下さい。提出が遅れた場合には、ビームラインマスターまたは所内対応者に直接提出して下さい。
2. 実験遂行者は、利用実験を遂行する週の最初に、使用届のコピーをリング室入口とビームライン横のホワイトボードに1枚ずつ掲示し、さらに1枚をビームラインマスターもしくは所内対応者にお渡しください。有害性のある薬品を使用する際には、ビームライン横のホワイトボードに必要な事項を記入してください。
3. 有害性のある薬品については、取扱・処理届の書類提出が必要となることがあります。共同利用研究の採択通知書の中にこの書類が同封されている場合には、記入ののち速やかにビームラインの担当安全委員に返送してください。担当安全委員についてはU V S O R 施設にお問い合わせください。
4. 試料・化学薬品等の使用のあるなしにかかわらず、必ず提出してください。
5. 提出後に変更があった場合には、速やかに（遅くとも使用1カ月前までに）再提出してください。この場合、提出先は各ビームラインの担当安全委員になります。
6. 原則として実験試料・化学薬品は使用後すべてリング室から引き取ってください。安全上など、やむを得ない理由でそのまま保管することを希望する方は、ビームラインマスターか、所内対応者を通して、委員会に保管届を提出してください。

2. 記 入 要 領

1. 実験期間欄は、来所時に記入する。実験遂行者名欄には、実際にU V S O R 利用実験を行う者を1乃至2名記入する。
2. 試料・薬品等の使用が一切ない場合は、名称の欄に「なし」と記入する。なお、以下の薬品については、使用届に記入する必要はない。

窒素・希ガス・アセトン・エタノール・サリチル酸ナトリウム・ドライアイス

3. 常温・常圧で気体のものと、それ以外のものとを分けて記入する。気体試料については形態に充填圧（液化ガスの場合には試料重量）と容器の形態（金属ボンベ、ガラス容器等）を記入する。数量にボンベの容量と本数を記入する。その他の試料については、形態に液体か固体かを記入して、数量には重量（又は容量）を記入する。
4. 登録済欄には、同じ実験試料・薬品について、以前に、取扱・処理届を提出したことがある場合に○印でチェックする。以上の手続きによって、新たな取扱・処理届の提出が免除される場合がある。
5. 有害性の欄は微量または密封品であっても、○印でチェックする。複数ある場合は、すべての欄にチェックする。
6. 爆発性とは、衝撃あるいは加熱により爆発するものとする。
7. 酸化性とは、加熱、圧縮、又は酸やアルカリなどの添加によって、強い酸化性を示すものとする。
8. 禁水性とは、吸湿あるいは水との接触によって、発熱、発火、有害ガス発生するものとする。
9. 強酸性とは、無機、有機の強酸類とする。
10. 腐食性とは、人体に接触した時、皮膚や粘膜を強く刺激し、又は損傷するものとする。
11. 有毒性とは、有害性許容濃度200 ppm 未満、又は200 mg/m³ 未満のもの、又は経口致死量300 mg 未満のものとする。ただし、気体試料では有毒の指定があるものすべてとする。
12. 放射性物質および核燃料物質は、一切持ち込めない。